

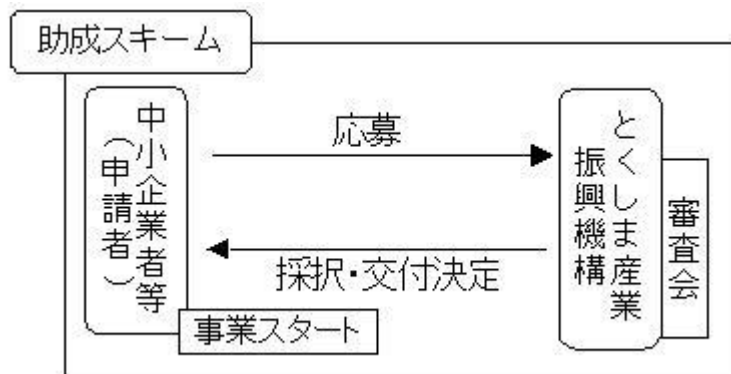
平成27年度第2回とくしま経済飛躍ファンド (地域資源活用枠)募集要項

1. 目的

とくしま経済飛躍ファンド(地域資源活用枠)は、「徳島こそ」、「徳島ならではの」地域資源にさらに磨きをかけ、競争力を有するオンリーワン産業を創造するための各種事業を行う事業者等に対して、事業の実施に必要な経費の一部を助成し、経済飛躍とくしまの実現を図ることを目的としています。

2. 実施主体

公益財団法人とくしま産業振興機構(以下「振興機構」という。)が、実施主体として、助成対象事業の公募、審査・選定、助成金の交付決定などを行います。



3. 助成対象者

- (1) 県内において創業又は経営の革新を行おうとするベンチャー企業又は中小企業者
- (2) 県内において、ベンチャー企業、中小企業の創業又は経営革新を支援する事業を行う者(中小企業者を支援する団体等)
- (3) 県内において、自ら事業を行う中小企業者以外の者

【助成対象者の定義】

- 1 ベンチャー企業 県内で創業する起業家並びにそれらのグループをいう。
- 2 中小企業者 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条に規定する中小企業者で県内に主たる事務所・事業所を有する中小企業者をいう。
- 3 中小企業者を支援する団体等 前1、2を支援する事業を行う商工関係団体、農林水産団体、大学・高等専門学校等教育機関、NPO法人、市町村等をいう。
- 4 自ら事業を行う中小企業者以外の者 商工関係団体、農林水産団体、大学・高等専門学校等教育機関、NPO法人、市町村等をいう。但し、個人や特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者は除く。

4. 助成対象事業

- ① 新商品・技術開発支援事業
 - ・大学、研究機関又は企業等との連携による商品の開発、技術開発、試作又は販路開拓
 - ・地域資源を活用した商品の開発、技術開発、試作又は販路開拓
- ② 創業支援事業
 - ・創業・起業するために必要なものであって、調査事業、新商品・新技術・新役務の開発、販路開拓及び人材養成等を行う事業
- ③ 経営支援事業
 - ・経営革新するために必要なものであって、調査事業、新商品・新技術・新役務の開発、販路開拓及び人材育成を行う事業
- ④ ブランド化支援事業
 - ・地域資源を活用した地場産業等ブランド化を図る商品の開発、技術開発、試作又は販路開拓
- ⑤ 人づくり支援事業
 - ・地域資源である人材を活かして行われるプロジェクト

- ⑥にぎわいづくり支援事業
 - ・地域資源を活かして商店街等の活性化に取り組む事業
- ⑦展示会等出展支援事業
 - ・地域資源を活かし、新たに開発した商品を国内で開催される展示会等に出展する事業
- ⑧その他上記に準ずる事業や上記の事業を支援する事業

(地域資源とは)

「地域産業資源活用事業の促進に関する基本構想(徳島県)」において特定した 地域資源、その他これに準ずる資源をいう。

(創業支援事業の申請対象者)

創業から5年未満のものであって、「とくしまあったかビジネスパラダイス事業(以下「あったかビジネス」という。)」の事業計画認定を受け、事業計画に沿った事業であること。なお、あったかビジネス事業計画(3年間)満了後であっても創業から5年に達していない場合は、助成申請できるものとする。その他理事長が認めたものとする。

(経営革新とは)

中小企業新事業活動促進法に基づく「経営革新計画の承認」を受けた事業活動や徳島県オンリーワン企業支援実施要領に基づく「オンリーワン事業計画の認定」を受けた事業活動、または、新たな事業活動を行うことにより、相当程度の経営の向上を図ろうとする事業活動をいう。

5. 助成対象経費

事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費が対象となります。

謝金／旅費／印刷製本費、消耗品費、資料購入費、通信運搬費、会議費、広告宣伝費、原稿料、
 保険料、調査分析費、会場借料、機械器具借料、機械装置又は工具器機購入費
 ／委託費／その他必要と認める経費

※用地、建物の取得に要する経費、経営者及び従業員並びに非常勤職員などの人件費、役職員の飲食代、汎用備品費、用途の定まっていない活動に対する経費、全部委託費等の経費は対象外です。
 ※委託費の上限は、同一事業における助成対象経費全体の50%以内です。

6. 応募資格・要件

(1) 公的助成金であることから、次に該当する方は応募することはできません。

- ① 国税・地方税を完納していない者
- ② 宗教活動や政治活動を目的にしている者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

(2) 申請されても次に該当する場合は、審査対象とすることはできません。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 本要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ③ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(3) 審査内容は、次の要件を満たしていることを基準とします。

- ① 市場調査等にとどまらず、事業化を念頭に置いている事業であること
 ※事業化とは、当該商品の販売を始めることをいう
- ② 単なる従来品の素材及びデザイン等の変更でないこと(新規性の要素が必要であること)
- ③ 単なる機械・器具等の購入でないこと
- ④ 同一事業に対して、国の補助金の交付を受けていないこと

7. 助成率

事業内容により2分の1から3分の2以内です。但し、中小企業者を支援する団体等が行う中小企業支援事業については、必要と認められる対象経費の範囲内での助成とします。

※中小企業支援事業とは、ベンチャー企業及び中小企業者が取り組む、創業、経営革新、人材育成、研究

開発、産学連携、販路開拓への支援など中小企業者を支援する団体等が実施する事業。

8. 助成限度額

1事業当たりの助成限度額は1,000万円です。但し、研究開発、新製品開発、経営革新事業など、特に重要と認められるものについては3,000万円(助成事業が複数年にわたる場合でも1事業あたり3,000万円)以内です。

※助成対象者(3)が行う事業に係る助成金の総額は、当該年度の助成総額の30%未満の範囲内とする。

9. 助成対象期間

原則1年以内で、交付決定日から翌年8月末日までに実施する事業を対象とします。但し、特に必要と認められる場合は3年以内とします。

10. 優先採択の適用

次の項目は、「優先採択」適用の選考対象に加えることとします。

- ①現下の極めて厳しい経済雇用情勢への対応を図るため、ファンド助成金を活用した新製品の開発や販路開拓等の先進的事業を行う場合で、6か月以上の新たな雇用を伴う場合。
- ②中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく経営革新計画の承認を受けた者が、計画に基づく新商品の開発や販路開拓等の先進的事業を行う場合。

11. 助成金交付事業の採択基準

助成金交付事業の採択基準は、原則として次の観点から総合的に実施する。

- (1)必要性
- (2)市場性
- (3)革新性
- (4)実現可能性
- (5)地域活性化へ期待される効果

12. 助成事業選定審査

申請内容について、書類選考の上、外部有識者等で構成する「とくしま経済飛躍ファンド事業支援委員会」において審査を行い、助成金交付事業を採択します。採択後、予算の範囲内で交付決定額を決定します。審査結果等は、郵送にて通知します。

なお、審査にあたり、必要に応じて事前に事務局職員等が現地調査・ヒアリングを実施します。

13. 採択後のスケジュール等

(1) 助成金の支払い

助成金は、原則として、助成金交付要領に定める実績報告書の提出を経て、交付すべき助成金の額が確定した後、助成事業者に対して支払います。

(2) 公表

採択された事業については、原則、助成事業者名、助成事業名、助成事業の概要、助成事業の進捗状況、企業の概要等について、公表します。但し、内容により公表になじまないもの、望ましくないものについては、協議により公表範囲を決定します。

(3) 助成期間終了後

本ファンド事業実施期間(10年間)は、毎年度、事業の進捗状況、成果等を次のファンド事業全体の成果目標の観点からヒアリング致します。

事業成果に係る目標(ファンド事業全体の成果目標)

◇短期目標

- ・助成企業のうち3年以内に25%以上の企業が事業化(製品等の販売開始等)を達成(助成金の交付を受けてから3年以内に事業化した事業所数が5社以上)
- ・中小企業支援団体が実施する中小企業支援事業については、事業年度ごと支援完了事業者にアンケート調査を実施し、ファンド事業に対して、概ね80%以上で肯定的評価が得られること。

◇長期目標

・助成企業が、助成金の交付を受け事業化した年の売上とファンド事業期間満了年度の売上とを比較した売上が20%増加

14. 募集期間・応募方法

(1) 募集期間

平成27年6月15日(月)～平成27年7月17日(金)最終日17時まで(郵送不可)

※応募にあたっては、事業や事業経費の内容について応募要件等の確認が必要ですので、7月10日(金)までにご相談ください。応募要件等の確認をした後に、申請書類をご提出していただくこととなります。

(2) 応募に必要な書類

- ①とくしま経済飛躍ファンド事業助成金交付申請書(様式第1号)
- ②直近3か年の決算報告書(所得税の確定申告書、貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、科目内訳、その他付属明細等)
- ③法人の登記簿謄本
- ④納税証明書(法人県民税及び法人事業税)
- ⑤会社パンフレット(会社概要が分かるもの)

(3) 提出先

応募に必要な書類を、公益財団法人とくしま産業振興機構に提出して下さい。助成金交付申請書(様式第1号)は、(公財)とくしま産業振興機構ホームページからダウンロードできます。なお、ご応募いただいた書類は返却いたしません。

応募受付の際に事業内容の確認等で時間を要する場合がありますので、応募される場合は、必ず事前にご相談下さい。

※公益財団法人とくしま産業振興機構ホームページ <http://www.our-think.or.jp/>

15. 問い合わせ先

ファンド事業についてのご相談、お問い合わせ先は、以下のとおりです。

〒770-0865 徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館(KIZUNA プラザ)2階
公益財団法人とくしま産業振興機構 総合支援部 事業化支援担当
TEL(088)654-0103 FAX(088)653-7910
[URL]<http://www.our-think.or.jp/>

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県商工労働部新産業戦略課 ものづくり産業担当
TEL(088)621-2157 FAX(088)621-2897

16. その他

徳島県中小企業向け融資制度である「あわの輝き産業育成資金」では、とくしま経済飛躍ファンド助成事業者を融資対象にしております。ご活用をご検討下さい。